

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第111号
事故等種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成26年7月30日 01時30分ごろ
発生場所	愛知県田原市赤羽根漁港南方沖 赤羽根港東防波堤灯台から真方位160° 25km付近 （概位 北緯34° 23.40′ 東経137° 17.20′）
事故等調査の経過	平成26年8月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三 ^{うめ} 梅丸、19.0トン 260-42349山口、宗田造船株式会社 B 台船 8号、1,920トン なし、不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、船首部をB船の船尾凹部にかん合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、赤羽根漁港南方沖を南西進中、平成26年7月30日01時30分ごろ、突然船内電源が喪失し、主機が停止した。 船長は、主機の始動を試みたものの始動できないことから、船舶所有者に連絡を取ってえい航の手配を要請するとともに、海上保安庁に救援を要請した。 A船押船列は、来援した巡視船が見守る中、船舶所有者が手配した引船にえい航されて愛知県三河港の蒲郡ふ頭に着岸し、調査の結果、A船の右舷主機に装備された発電機に不具合があつて蓄電池の充電ができなくなったことが判明し、蓄電池の交換と電気配線等の応急処置が行われて主機の運転が可能となった。 A船押船列は、搭載していた携帯用発電機を運転して蓄電池の充電を行いながら、兵庫県淡路市の造船所まで航行し、同造船所において発電機の修理を行った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 4、視界 良好 海象：波向 南、波高 約2.0m
その他の事項	A船は、2機2軸船で、通常航海中、右舷主機で駆動される発電機の電力を船内電源として使用する一方、蓄電池の充電用に使用していた。

	<p>主機は、船内電源が喪失した際、安全装置が働いて停止したことが判明した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし</p> <p>A 船押船列は、赤羽根漁港南方沖を南西進中、右舷主機で駆動される発電機に不具合が生じて船内電源が喪失したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、A 船押船列が、赤羽根漁港南方沖を南西進中、右舷主機で駆動される発電機に不具合が生じて船内電源が喪失したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に電源系統の整備を行うこと。 ・応急的に使用できる発電機や蓄電池を備えることが望ましい。